

各都道府県消防主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、令和 2 年 11 月 28 日には、国内の新規感染者数が過去最多を記録するなど、全国的に感染が拡大しています。

こうした中、消防団車両による防火広報活動に従事していた消防団員の新型コロナウイルス感染が確認され、同乗していた複数名の消防団員が濃厚接触者と判断されるなど、消防団活動において感染者や濃厚接触者が発生しているところであり、これから年末の特別警戒など消防団の活動機会が増えることから、感染防止対策を徹底する必要があります。

つきましては、下記の感染防止対策等を改めて御確認いただき、感染防止対策について、遺漏なきようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村等に対しても、この旨を周知いただくとともに、適切な助言等をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 基本的な感染防止対策

マスクの着用、3密の回避、手洗い・消毒など、基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、消防団の拠点施設（詰所、屯所等）や車両などの密が発生しやすい環境下においては、常に換気を行うなど必要な感染防止対策を講じること。

2 寒冷な場面における感染防止対策

寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度 40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に

有効と考えられることから、別添1「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（情報提供）」（令和2年11月12日付け消防庁消防・救急課事務連絡）を参照の上、必要な感染防止対策を消防団活動においても講じること。

3 感染リスクが高まる「5つの場面」における感染防止対策

年末年始に感染を拡大させないために、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し提言された「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）においては、特に感染防止対策を講じること。

（別添2「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（情報提供）」令和2年10月27日付け消防庁消防・救急課事務連絡を参照。）

4 その他

消防団員が、感染防止に留意して活動できるよう、

- ・ 予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識
- ・ 消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応を示した通知

などを消防庁ホームページに掲載しているので、御参照いただきたいこと。また、掲載内容の充実を図るため、取組例を募集しているので、掲載事例以外の取組がある場合は、下記担当まで情報提供をお願いします。

（参考）「消防庁消防団ホームページ「感染症対策」」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/bousai/kansen-taisaku.html>

【担当】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

葛城、鈴木、伊藤、前田、大野

電 話：03-5253-7561

メー ル：syobodan@ml.soumu.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 12 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（情報提供）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和 2 年 11 月 11 日付け事務連絡「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」が別紙のとおり発出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先
消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉
電 話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

寒冷な場面における感染防止対策を徹底するため、関係各所に「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知するとともに、必要に応じて、当該感染防止対策について、業種別ガイドラインへの記載等の検討を促すようお願いします。

事務連絡
令和2年11月11日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされております。

そうした提言を踏まえ、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」をとりまとめておりますので、関係各府省庁におかれては、冬期における換気等が十分なされるよう、関係各所に周知願います。

特に、関係団体等に下記のとおり周知を行い、当該団体が業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ、寒冷な場面における換気方法や、CO₂センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

なお、今後、厚生労働省など、関係各府省庁から別途寒冷な場面における具体的な換気方法等について周知される場合には、当該周知にも御留意ありたい。

以上

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用

（ウイルスを移さない）

○人と人の距離を確保

（1mを目安に）

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。）

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下（*）を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

○換気しながら加湿を

（加湿器使用や洗濯物の室内干し）

○こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

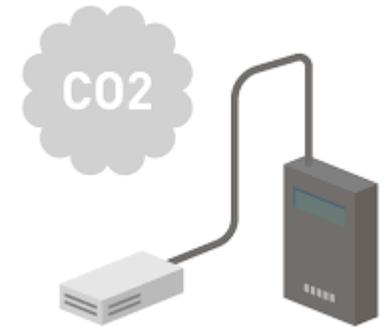
場面1：飲酒を伴う懇親会

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 27 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（情報提供）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について（協力依頼）」が別紙のとおり発出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

事務連絡
令和2年10月23日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方について
(協力依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し「年末年始に関する分科会から政府への提言」(別添1参照)及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」(別添2参照)が行われたため、別添のとおりお送りします。

各府省庁におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組んでいただくとともに、所管団体への周知徹底をお願いします。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)

担当者: 八重樫、神前、北村、山口、岩熊、石岡

TEL: 03-6257-1309

MAIL: reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

年末年始に関する分科会から政府への提言

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

年末年始には、多くの人々が連続した休暇を取ることが予想される。年末年始に感染を拡大させないために、分科会から政府に対して以下のことを提言させて頂きたい。

1. 政府におかれては、今年の年末年始には、集中しがちな休暇を分散させるために、年末年始の休暇に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを職員に奨励して頂く範を示してもらいたい。
2. 1で述べた趣旨は働き方改革に資するものであり、新たな働き方を創造する意味からも、新型コロナウイルス感染症を契機として、今まで以上に強いリーダーシップを発揮して本提言を実現して頂きたい。
3. 政府におかれては、経済団体、地方公共団体等に対して、政府と同様に分散して休暇を取得することを呼び掛けて頂きたい。
4. 政府におかれては、民間企業とも連携し、「小規模分散型旅行」を推進するなど、GO TOキャンペーン各事業の運用の在り方を含めて、年末年始の人の流れが分散するよう努めて頂きたい。
5. さらに年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、政府におかれては、本分科会から提言した「感染リスクが高まる5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をあわせて国民・社会に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬を
しっかり乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必
要である。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされて
いる公共交通機関での感染は限定的であると考えられる。本感染症の
伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるため
には、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示し
た。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさら
に進んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られている
ことから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。

政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを
下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝わるよう発信し
て頂きたい。

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マスクシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点 で公表されている 件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。